

普通保険約款 ～地震被災者のための生活支援費用保険～

■ 第 1 条（用語の定義等）

この約款において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

- お客様
保険証券等に記載された保険契約者をいいます。
- 被保険者
保険証券等に記載された、この保険の補償の対象となられる方をいいます。
- 保険証券等
この保険契約の保険証券または保険契約継続証をいいます。
- 保険契約継続証
この保険契約を継続したときに弊社がお客様に交付する書面のことをいいます。
- 弊社
この保険契約をお引受けする日本震災パートナーズ株式会社をいいます。
- 保険期間
この保険契約により被保険者のお住まいを補償する期間のことで、保険証券等に保険期間として記載された期間をいいます。
- 地震等
地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
- 地震等による損害
地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により生じた損害をいいます。
- 生計を一にする親族
被保険者と日常生活の資を共にする親族をいいます。勤務、修学、療養等の都合上、被保険者と日常の起居を共にしていない親族であっても、勤務、修学等の余暇には被保険者のもとの起居を共にすることを常例としている親族や、被保険者が、常に生活費、学資金、療養費等の送金を行なっている親族を含みます。
- 被保険者のお住まい
被保険者が居住する住宅(共同住宅の居住部分を含みます。)をいいます。ただし、保険証券等に記載された住宅に限りです。
- り災証明書

■ 第 2 条（保険金をお支払いする場合）

弊社は、次の表に定めるところにより保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする事由	お支払いする金額	保険金受取人
地震被災費用保険金	被保険者のお住まいが、保険期間中に、地震等による損害を被り、その結果として政府の定める災害の被害認定により全壊の認定を受けたこと	30 万円	被保険者
震度6強被災保険金	保険期間中に、被保険者のお住まいのある市区町村内で、震度6強以上の地震が発生したこと <p>保険期間中に、被保険者のお住まいのある市区町村内に地震が発生し、気象庁が、その発生した地震について震度を発表することができない場合であって、弊社が、その市区町村内に震度6強以上の地震が発生したと認めたこと</p>	5 万円	被保険者

- 弊社は、前項の震度6強被災保険金の保険金をお支払いする事由に該当する地震の発生日から遡って100日以内に震度6強以上の地震が同一の市区町村内で発生していたときは、前項の規定にかかわらず、震度6強被災保険金をお支払いしません。
- 被保険者のお住まいについて、地震保険の契約(地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第2条(定義)第2項に定める地震保険契約をいいます。)が締結されている場合においても、この保険契約によって支払われる保険金は減額されません。

■ 第 3 条（保険期間と支払責任との関係）

- 保険期間中に弊社がこの保険契約により被保険者にお支払いする保険金の総額は、保険証券等に記載される保険金額を限度額とします。
- 弊社は、被保険者のお住まいが、保険期間中に地震等による損害を被り、その被害認定が保険期間終了後になされた場合であっても地震被災費用保険金をお支払いします。

■ 第 4 条（お客様に対する通知の方法）

弊社がこの保険契約において、お客様に通知を行う場合は、保険証券等に記載されたお客様の住所(以下「お客様の住所」といいます。)にあてた書面または保険証券等に記載されたお客様の電子メールアドレス(以下お客様のメールアドレス」といいます。))にあてた電子メールによりこれを行います(以下、「お客様に対する通知」といいます。)

■ 第 5 条（保険金をお支払いしない場合）

弊社は、地震等が発生した場合においても、次の各号に掲げるいずれかの事由により生じた地震等および損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- お客様、被保険者、被保険者と同居する方またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 前号に規定する者以外の方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似

■ 第 6 条（保険契約の申込み）

弊社に対して保険契約の申込みをしようとする方は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができます。

- 弊社が定める保険契約申込書(以下、「申込書」といいます。))に所要の事項を記載し、これを弊社に送付すること
- 弊社の運用するインターネット上の契約情報画面(以下、「契約情報画面」といいます。))に所要の事項を入力するとともに、契約情報画面の内容を確認したうえで、これを弊社に送信すること
- 前項の規定により、弊社が申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、お客様に対する通知をもって、保険料および引受内容をお知らせします。
- お客様は、前項の通知書を受領したときは、遅滞なく通知書に記載された保険料を通知書に記載された方法で弊社に対して払い込まなくてはなりません。弊社は、保険料領収後、お客様の住所あてに保険証券等を送付します。ただし、お客様から保険

■ 第 7 条（被保険者のお住まいの転居）

保険契約締結の後、被保険者が被保険者のお住まいを転居する場合には、お客様または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

- 前項の場合において、お客様が被保険者の転居先のお住まいをこの保険契約の保険の対象とすることを申し出たときは、弊社はその申し出の承認の可否を審査し、

政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、地震等による損害を被った家屋について調査を実施のうえ、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊」および「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行されます。

- 被害認定
平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知に基づき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定をいいます。
- 被保険者のお住まいのある市区町村
気象庁が発表する震度の階級が6強以上となる地震が発生した時に被保険者のお住まいが所在している地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第1条の3に定める普通地方公共団体である市町村および同法第281条に定める特別地方公共団体である特別区のことをいいます。
- 気象庁が発表する震度
気象庁、地方公共団体および独立行政法人防災科学技術研究所が設置する震度計により観測された震度であって、気象庁が発表する地震・火山月報(防災編)附表により公表された震度のことをいいます。
- 震度6強以上の地震
気象庁が発表する震度の階級が6強以上となる地震をいいます。
- 保険金
この保険により支払われる地震被災費用保険金または震度6強被災保険金をいいます。
- 危険
損害の発生の可能性をいいます。
- 支払責任
弊社が被保険者のお住まいについて地震等による損害が発生した場合に保険金を支払うための責任をいいます。

■ 第 8 条（お客様の住所に関する通知義務）

お客様の住所に変更があった場合は、お客様は遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。

- お客様が前項の規定による通知を怠った場合は、弊社にお届けのあった最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時にお客様に到達したものとみなします。

■ 第 9 条（保険契約者の変更）

お客様は、被保険者の同意および弊社の承認を得て、保険契約上の一切の権利義務をお客様以外の者に承継させることができます。

- お客様が保険契約上の一切の権利義務をお客様以外の者に承継させることを申し出たときは、弊社はその申し出の承認の可否を審査し、承認する場合には、お客様に対する通知をもって、承認する旨をお知らせします。

■ 第 10 条（保険契約の無効）

お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

- この保険契約の保険期間の初日において、補償の対象となられる方(被保険者および被保険者と生計を一にする親族をいいます。)および被保険者のお住まいがこの保険契約と重複する地震被災者のための生活支援費用保険(全壊型を含みます。)の契約が有効に存続している場合は、この保険契約は無効とします。
- 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づき地震災害に関する警戒宣言(以下、この項において「警戒宣言」といいます。)が発せられたときは、同法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の

■ 第 11 条（保険契約の失効）

この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、その事実が発生した時に、この保険契約は、その効力を失います。

- 被保険者のお住まいの全部が滅失した場合。ただし、第25条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定によりこの保険契約が終了した場合を除きます。

■ 第 12 条（被保険者が死亡した場合の特別取扱い）

前条第3号の規定にかかわらず、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人(以下、「法定相続人」といいます。)が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を申し出て、弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。

- 前条第3号および前項の規定にかかわらず、被保険者のお住まいが第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生したときから、弊社が保険金をお支払いするまでに被保険者が死亡した場合は、弊社は、民法の規定に従い、被保険者の法定相続人に対し保険金をお支払いします。この場合において、お客様と被保険者が同一のときは、法定相続人は、この保険契約(付

■ 第 13 条（保険契約の取消し）

お客様または被保険者の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

- 前項の規定の適用にあたっては、弊社のためにお客様との保険契約の締結の媒介を行う募集人を媒介として弊社と保険契約を締結した場合を含むものとします。

■ 第 14 条（お客様による保険契約の解除）

お客様は、弊社に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

■ 第 15 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

■ 第 16 条（保険料の返還－契約の無効・失効の場合）

- 第10条(保険契約の無効)第1項の規定により保険契約が無効となる場合には、弊社は、保険料を返還しません。
- 第10条(保険契約の無効)第2項または第3項の規定により保険契約が無効となる場合には、弊社は、保険料の金額を返還します。
- 保険契約が失効となる場合には、弊社は、領収した保険料のうち未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。)を返還します。

■ 第 17 条（保険料の返還－取消しの場合）

第13条(保険契約の取消し)の規定により、弊社が保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険料を返還しません。

■ 第 18 条（保険料の返還－契約解除の場合）

第14条(お客様による保険契約の解除)の規定により、お客様がこの保険契約を解除したときは、弊社は、領収した保険料から既経過期間(1月未満の端数は切り上げます。)に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。)を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いした場合は、保険料は返還しません。

■ 第 19 条（弊社による保険期間中の保険契約の変更または解除）

地震の頻発等により、弊社の保険料の計算の基礎に著しい影響をおよぼす状況が発生した場合、弊社は、弊社ので定めるところにより、この保険契約の保険期間中において、未経過期間に対する保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあります。

- 巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が不足する場合、弊社は、弊社ので定めるところにより、保険金を削減してお

■ 第 20 条（事故の通知）

お客様または被保険者は、被保険者のお住まいについて第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知しなければなりません。

- 被保険者のお住まいについて地震等による損害が生じた場合は、弊社は、次のどおりの対応を行うことができます。

■ 第 21 条（損害発生の場合の手続き）

弊社に対する保険金請求権は、第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生したときから発生し、これを行行使することができますものとします。

- お客様または被保険者は、次の各号に掲げる書類を弊社に提出しなければなりません。
 - 保険金請求書
 - り災証明書(地震被災費用保険金の場合に限ります。)
 - 住民票の写し
 - その他弊社が要求する書類

■ 第 22 条（保険金の支払時期）

弊社は、お客様または被保険者が第21条(損害発生の場合の手続き)第2項の手続きを完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

- 保険金のお支払いが前項の規定による保険金の支払時期より後になる場合は、弊社は、その経過日数に応じて、保険金に利息を付してお支払いします。

- 被保険者のお住まいを被保険者が変更した場合。ただし、弊社が、第7条（被保険者のお住まいの転居）第2項に規定する承認を行った場合には適用しません。
- 被保険者が死亡した場合

帯される特約を含む)に規定される一切の権利および義務を継承するものとし、お客様と被保険者が異なるときは、法定相続人は、この保険契約(付帯される特約を含む))に規定される被保険者の一切の権利および義務を継承するもの とします。

- 前項の場合において、法定相続人が2名以上であるときは、弊社は、全ての法定相続人間の合意を確認のうえで、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は、他の法定相続人を代表するものとします。

■ 第23条（代位）	
<p>弊社が保険金をお支払いした場合において、地震等による損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得したときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <ol style="list-style-type: none">弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額 前号以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額	

■ 第24条（時効）	
<p>保険金請求権は、第21条(損害発生の場合の手続き)第1項に定めるときの日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。</p>	

■ 第25条（保険金支払後の保険契約）	
<p>第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金の支払額が保険金額に達した場合には、保険契約は、その保険金支払の原因となった保険金をお支払いする事由が発生したときに終了します。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の規定により、保険契約が終了した場合には、弊社は保険料を返還しません。	

■ 第26条（保険契約の継続）	
<p>弊社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、保険料および引受内容を記載した継続通知書および継続契約変更届出書兼更改告知書(以下、「変更届出書」といいます。)をお客様に送付します。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の継続通知書の記載事項に変更すべき事項があるときは、お客様は、変更届出書に当該変更事項を記載のうえ、遅滞なく弊社に対しこれを返送しなければなりません。 弊社が第1項の規定により継続通知書および変更届出書を送付した場合は、お客様より、この保険契約の保険期間の末日または継続通知書を受領した日の翌日から起算して30日後の日のいずれか遅い日までに、この保険契約を継続しない旨の意思表示がない限り、弊社は、お客様が継続通知書の記載事項(ただし、前項の規定によりお客様が変更届出書を返送した場合は、変更届出書に記載された変更事項が反映されたものとした記載事項とします。)で継続する旨の意思表示をしたものとみなします。 弊社が前項の規定により、お客様からの継続の意思表示を受けたものとみなした場合は、弊社は、この保険契約の引受けを継続します。ただし、前項に規定する変更届出書に記載された変更事項に限り、弊社は、継続後の保険契約(以下「継続契約」といいます。)の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、この保険契約を継続します。 前項の規定により継続した場合、弊社は、保険契約継続証をお客様に送付します。ただし、この保険契約の申込みの際またはこの保険契約を継続するとき、お客様	

■ 第27条（継続保険料の払込み）	
<p>お客様は、継続契約の保険料(以下、「継続保険料」といいます。)を、継続前の保険契約の保険期間の末日(以下、「払込期日」といいます。)までに払い込むものとします。</p>	

■ 第28条（継続保険料払込み前の事故）	
<p>お客様が、継続保険料について、払込期日までに払い込まなかった場合でも、払込期日の翌日から起算して30日を経過するまでにその払込みを行った場合は、第5条(保険金をお支払いしない場合)第2項の規定は適用しません。</p>	

■ 第29条（継続保険料不払いによる契約の解除）	
<p>お客様が、継続保険料について、払込期日の翌日から起算して30日を経過した後もその払込みを行わなかった場合、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の解除は、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。	

■ 第30条（継続契約の保険料および保険金額の見直し）	
<p>弊社は、第26条(保険契約の継続)第1項により、お客様に継続契約にかかる通知を行うに際し、弊社の定めるところにより、継続契約の保険料をこの保険契約の保険料から増額した金額に、または、継続契約の保険金額をこの保険契約の保険金額から減額した金額に見直しを行うことがあります。この場合には、見直しが行われた保険料および保険金額を各継続契約の保険期間の初日から適用します。</p>	<ol style="list-style-type: none">弊社は、第26条(保険契約の継続)の規定にかかわらず、想定外の巨大地震が頻発した場合や再保険市場の著しい悪化等により、継続契約の引受けが困難になった場合には、弊社の定めるところにより、この保険契約の継続をお断りすることがあります。

■ 第31条（通知日以降の継続契約の条件変更）	
<p>この保険契約において、第26条(保険契約の継続)第1項の通知日以後に、継続契約に適用すべき制度・料率等を変更する必要が生じた場合は、弊社は、通知された内容と異なる保険料および特約等の契約条件を継続契約に適用することができますものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の場合、弊社は、変更後の契約条件をお客様に対する書面による通知をもって、お知らせします。	<ol style="list-style-type: none">前項の通知を受けた場合、お客様は、この保険契約の保険期間の末日または当該通知を受領した日の翌日から起算して14日後の日のいずれか遅い日までに、弊社に対してこの保険契約を継続しない旨の書面による意思表示を行うことができます。当該意思表示が行われた場合においては、この保険契約は継続されなかったものとみなします。この場合において、既に継続契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、弊社はその金額を返還します。

■ 第32条（継続契約に適用される特約）	
<p>第26条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、同条第1項に規定する変更届出書による契約の変更の申し出がない限り、この保険契約に付帯された特約が継続契約に適用されるものとします。</p>	

■ 第33条（準拠法）	
<p>この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることとします。</p>	

■ 第34条（管轄裁判所）	
<p>この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、弊社の本店所在地または保険金の受取人(第12条(被保険者が死亡した場合の特取扱い)第3項に規定する代表者がいる場合はその代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。</p>	

口座振替払い特約（Ⅰ型）

■ 第1条（特約の適用）	
<p>この特約は、保険契約締結の際に、弊社とお客様との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none">この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。 <ol style="list-style-type: none">お客様の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、提携金融機関(弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等)をいいます。以下同様とします。	

■ 第2条（保険料の払込み）	
<p>保険料の払込みは、提携金融機関ごとに弊社の定める期日(以下、「払込期日」といいます。)(に、指定口座から弊社の口座に振り替えることにより行うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、弊社は、払込期日	<p>に払込みがあったものとみなします。</p> <ol style="list-style-type: none">お客様は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

■ 第3条（保険料払込前の事故）	
<p>払込期日に保険料の払込みがない場合には、お客様は、保険料を払込期日の属する月の翌月の末日までに、弊社の指定した金融機関に払い込まなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">被保険者が、保険料払込み前の地震等による損害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、お客様は保険料を弊社に払い込まなければなりません。	

■ 第4条（保険料不払いの場合の解除）	
<p>弊社は、払込期日の属する月の翌月の末日までに保険料の払込みがない場合には、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の規定による解除は、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。	

■ 第5条（普通保険約款の適用）	
<p>この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第5条(保険金をお支払いしない場合)第2項、普通保険約款第6条(保険契約の申込み)第3項から第5項までの規定は適用しません。</p> <ol style="list-style-type: none">弊社は、お客様に保険料および引受内容を記載した通知書を送付した場合には、お客様の住所あてに、遅滞なく、保険証券等を送付します。	<ol style="list-style-type: none">この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第27条(継続保険料の払込み)、普通保険約款第28条(継続保険料払込み前の事故)および普通保険約款第29条(継続保険料不払いによる契約の解除)の規定は適用しません。

クレジットカード払い特約（Ⅰ型）

■ 第1条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）	
<p>弊社は、この特約により、弊社の指定するクレジットカード(以下、「クレジットカード」といいます。)(によって、お客様がこの保険契約に定められた保険料を払い込むことを承認します。</p>	<ol style="list-style-type: none">前項にいうお客様とは、クレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)(との間で締結した会員規約等(以下、「会員規約等」といいます。)(に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

■ 第2条（クレジットカードによる保険料の払込み）	
<p>弊社は、お客様からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性の確認」といいます。)を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日(以下、「承認日」といいます。)(に、お客様が当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none">会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合 弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合(ただし、お客様が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。) <ol style="list-style-type: none">弊社は、次の各号に掲げる申込方法に応じ、当該各号に定める日に前項の承認を行います。 <ol style="list-style-type: none">普通保険約款第6条(保険契約の申込み)第1項第1号に規定する申込書による申込みの場合 <p>弊社に申込書が到着した日の翌営業日</p> 普通保険約款第6条(保険契約の申込み)第1項第2号に規定する契約情報画面による申込みの場合 <p>お客様が弊社に契約情報画面を送信した日</p> 弊社にこの特約を付帯することの申し出が到着した日が既存の保険契約の保	<p>期間中である場合</p> <p>既存の保険契約の保険期間の末日(当該保険契約の保険期間の末日以前の日に有効性の確認を行います。)</p> <ol style="list-style-type: none">この特約が付帯された保険契約においては、保険証券等に保険期間の始期として記載される日は前項各号に定める承認日の翌日とします。ただし、弊社は、お客様から承認日の翌日以降の任意の日を保険期間の始期として記載される日(以下この条において「始期日」といいます。))とする指定があった場合であっても、弊社が承認したときは、その指定された日を始期日とすることができます。 弊社が第1項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、第1項の申し出に対する承認を行わない場合は、弊社は、直ちにお電話、契約情報画面または書面により、お客様に対しその旨をお知らせします。 この特約が付された保険契約が継続される場合には、第1項の規定は、継続契約の保険料の払込みにも適用されます。ただし、継続契約の保険料については、お客様からのクレジットカードによる保険料の払込みの申し出を不要とし、弊社は継続前の保険契約の保険期間中に第1項に定める承認を行います。この場合には、継続契約の始期日は、継続前の保険契約の保険期間の末日の翌日とします。

■ 第3条（カード会社から保険料相当額を領収できない場合）	
-------------------------------	--

<p>弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、弊社は、お客様に当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれているときは、弊社は、その払い込まれた保険料についてお客様に請求できないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">弊社が前項の規定により保険料を請求し、お客様が遅滞なく弊社に対し当該保険料を払い込んだ場合は、弊社は、承認日に遡って、当該保険料を領収したものとみなします。	<p>します。この場合には、この特約は保険期間の初日に遡ってその効力を失います。</p> <ol style="list-style-type: none">弊社が第1項の規定によりお客様に保険料を請求し、お客様が弊社に対し当該保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、弊社は、お客様に対する通知をもって保険契約を解除することができます。 前項の規定による解除は、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。
--	---


■ 第4条（保険料の返還の特則）	
<p>弊社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、弊社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、カード会社からの保険料相当額の領収前に保険料を返還します。</p> <ol style="list-style-type: none">会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、弊社が第3	

■ 第5条（継続契約の保険料の不払いによる直接請求および解除）	
---------------------------------	--

<p>この保険契約が普通保険約款第26条(保険契約の継続)の規定より継続される場合で、継続契約の保険料について、弊社が継続契約の保険期間の初日の前日までに第2条(クレジットカードによる保険料の払込み)に規定する承認を行わなかった場合、または、弊社がカード会社から継続契約の保険料相当額を領収できない場合は、弊社は、お客様に対し、当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に継続契約の保険料が既に払い込まれているときは、弊社は、その払い込まれた保険料について、お客様に請求できないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">前項の規定による請求に対し、お客様が遅滞なく弊社に対し保険料を払い込んだ	
---	--

■ 第6条（普通保険約款の適用除外等）	
---------------------	--

<p>この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条(保険契約の申込み)第2項から第6項までの規定は適用しません。</p> <ol style="list-style-type: none">普通保険約款第6条(保険契約の申込み)第1項により、弊社がこの特約を付帯した申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合には、お客様の住所あてに保険証券等を送付します。	<ol style="list-style-type: none">前項にかかわらず、引受けを行わないものについては、弊社は、お客様の住所あてに引受けを行わない旨およびその理由を記載した書面を送付します。 この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第27条(継続保険料の払込み)、普通保険約款第28条(継続保険料払込み前の事故)および普通保険約款第29条(継続保険料不払いによる契約の解除)の規定は適用しません。
--	---

<p>ご不明な点、ご相談、苦情などお気軽にお問合せください。専門スタッフがいつでもにお答えします。</p>	
<p>お客様コールセンター</p> <h1>0120-431-909</h1> <p>受付時間 /9:00 ～ 18:00 (土・日・祝日を除く)</p>	 <p>日本震災パートナーズ株式会社 Shinsai Partners Inc</p>